

# ひかりTV対応受信装置レンタルサービス利用規約

株式会社シー・ティー・ワイ

株式会社シー・ティー・ワイ（以下「CTY」という）は、株式会社NTTぷらら（以下「ぷらら」という）が提供するひかりTVサービスの利用を目的としたひかりTV対応受信装置（以下「受信装置」という）レンタルサービスに係るご利用規約（以下「本規約」という）を定め、本規約を遵守することを条件として、ひかりTV対応受信装置レンタルサービスに関する契約（以下「利用契約」という）を締結していただいた契約者（以下「契約者」という）に対し、ひかりTV対応受信装置レンタルサービス（以下「本サービス」という）を提供します。

## 第1条 【用語の定義】

- 1 本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、ぷららが定めるひかりTVプラットフォームサービス利用規約で使用する用語の意味に従います。
- 2 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の定義
ひかりTVプラットフォームサービス契約者	ぷららとひかりTVプラットフォームサービスに係る契約を締結した者
契約申込者	CTYに本サービスの契約申込をする者
受信装置	ぷららの指定する技術的な基準に適合する受信機であって、ひかりTVプラットフォームサービスの提供を受けるために必要となるもの。 なお、再利用品で経年劣化に伴う傷等がある受信装置がある場合があります。
物件	CTYが契約者に貸与したひかりTV対応受信装置及びリモコンを含む付属物品等
種別	受信装置は以下の種別に分類されます。 1. トリプルチューナー受信装置

## 第2条 【本サービスの提供地域及び提供範囲】

- 1 本サービスの提供地域は、日本国内とします。
- 2 契約者は、理由の如何を問わず、本サービスを日本国外にて提供を受けることはできません。

## 第3条 【契約の単位】

- 1 本サービスは、ひかりTVプラットフォームサービス契約者のみを対象としています。
- 2 CTYは、ひかりTVプラットフォームサービス契約1契約ごとに1の利用契約を締結します。

## 第4条 【契約申込】

- 1 本サービスは、CTYが別に指定する方法によって申し込むものとします。
- 2 CTYは次の各号に該当する場合には、契約の申込を承諾しない場合があります。
  - (1) 本サービスの提供が技術的に困難と思われるとき。
  - (2) 契約申込者が利用契約上の債務の支払いを怠る恐れがあるとき。
  - (3) 契約申込者が第1項の本サービスの申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき。
  - (4) 契約申込者が、過去、本サービス他CTYのサービスにおいて、利用規約の規定に違反したことがあるとき。
- 3 CTYが申込を承諾しない場合には、CTYは契約申込者に対し、CTYが定める方法により、その旨を通知します。

## 第5条 【契約の成立】

利用契約は、C T Yが本サービスの申込を承諾することにより成立するものとします。

## 第6条 【申込内容の変更】

- 1 契約者は、第4条の申込内容に変更があるときは、C T Y所定の方法により直ちにC T Yに届出するものとします。
- 2 前項の届出を怠った場合に、C T Yからの通知が不到達となったことにより、契約者に何らかの損害が生じたとしてもC T Yは一切の責任を負わないものとします。

## 第7条 【物件】

C T Yは1の利用契約につき1の物件を貸出します。

## 第8条 【物件の納入および引渡し等】

- 1 物件の引き渡しは、C T Yが契約者まで物件を届け、設置することで物件の引き渡しが完了されたものとします。
- 2 契約者が自身で物件の設置を行うことを希望する場合は、物件を届けることで引き渡しが完了されたものとします。

## 第9条 【保証】

C T Yは、物件の引き渡し完了時において、物件をその目的に従った利用をした場合に正常に機能することのみを保証します。

## 第10条 【物件の利用等】

- 1 契約者は、本規約の各条項及びC T Yの指示に従い、物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管します。
- 2 物件の使用に必要な電源及び電気等に係る費用は、契約者の負担とします。

## 第11条 【修理・交換】

- 1 契約者は、物件に故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨をC T Yに通知するものとします。
- 2 C T Yは前項の通知を受領後、切り分け試験を行い、物件の故障、毀損等が確認された場合、正常な物件（以下「代品」という）を提供し、C T Yが契約者まで代品を届け、設置することで代品の引き渡しが完了されたものとします。
- 3 故障、毀損等が生じた物件（以下「故障品」という）は、代品と引き換えに、C T Yが受け取るものとします。
- 4 第2項において提供する代品は、該当の故障品のみ同一受信装置種別内の、別物件もしくはほぼ同等の機能を有する機器とします。
- 5 C T Yは、契約者が物件本来の目的に従った使用をしていたにもかかわらず、契約者の責任ではない故障、毀損等が生じた場合に限り、C T Yの負担で故障品の修理もしくは交換を行います。
- 6 契約者の責任により物件の故障、毀損等が生じた場合、その修理もしくは交換の費用については、契約者の負担とします。修理もしくは交換費用については、別紙に定めるとおりとします。
- 7 物件の故障、毀損等が生じたことによりひかりTVサービスの利用ができない場合においても、C T Yが別に指定する利用契約および、ひかりTVプラットフォームサービス利用規約に基づく利用料金は免除されないものとします。

## 第12条 【受信装置の種別変更】

- 1 契約者は受信装置の種別を変更しようとする場合、C T Yが定める方法で受信装置の種別変更を申込するものとします。
- 2 受信種別の変更に関する契約（以下「変更契約」という）はC T Yが変更契約を承諾することにより成立するものとします。
- 3 変更契約が成立した場合、変更後の受信装置に対する本サービスの月額利用料金は、変更契約が成立した日を含む月の翌月1日から発生し、以降、月単位での利用料金が発生します。
- 4 C T Yは変更後の物件を契約者まで届け、設置することで物件の引き渡しが完了したものとします。
- 5 変更前の物件は変更後の物件と引き換えに、C T Yが受け取るものとします。

## 第13条 【禁止事項】

契約者は次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 物件を第6条による届出を行うことなく移設すること。
- (2) 物件を日本国外に持ち出すこと。

- (3) 物件を譲渡又は担保に供すること。
- (4) 物件を転貸又は売却して第三者に利用させること。
- (5) 物件を分解・解析・改造・改変などして、引渡し時の原状を変更すること。
- (6) 物件に添付されているプログラムの全部又は一部の解析・改造・複製・改変、第三者への売却・譲渡、その他プログラムに関する著作権を侵害すること。

#### 第14条 【本サービスの解約・終了】

- 1 契約者は、本サービスを解約する場合は、速やかにCTY指定の方法により、CTYに通知し、CTYが解約について承諾することにより、利用契約は終了するものとします。
- 2 契約者がひかりTVプラットフォームサービス契約者たる地位を喪失した場合は、利用契約は終了するものとします。

#### 第15条 【契約違反等による解除】

契約者に次の事由が生じたときは、CTYは何ら催告なしに、利用契約を解除することができ、また、その場合、CTYは利用契約の有無にかかわらず、契約者に対して、CTYが被った損害の賠償を請求することができるものとします。

- (1) 契約者から、ひかりTVプラットフォームサービス契約を解約、解除した旨の届出があったとき又は、CTYがその事実を知ったとき。
- (2) 本規約の各条項のいずれかに違反し、相当期間を定めた是正催告にもかかわらず是正しないとき。
- (3) 料金その他債務について、支払期日を経過し、相当期間を定めた是正催告をしてもなお支払わなかったとき。
- (4) その他資産、信用、支払い能力等に重大な変更を生じたときCTYが認めたとき。

#### 第16条 【物件の返却等】

- 1 契約者は、利用契約が終了した場合、物件を契約者の費用により原状回復したうえで、CTYの指示に従い30日以内に物件をCTYに引き渡すものとします。
- 2 第1項で定める返却期限を経過後もなお物件の返却がなされない場合、CTYは契約者に対して別紙に定める違約金額金を請求できるものとします。

#### 第17条 【物件の滅失、紛失、盗難等】

物件の滅失、紛失、盗難した場合、契約者は、直ちにその旨をCTYに通知するものとし、契約者は、別紙に定める金額をCTYに支払うものとします。

#### 第18条 【責任の範囲】

- 1 CTYは、本サービスの利用に起因して損害（情報等が破損もしくは滅失したことによる損害）を負うことがあっても、CTYに故意又は重大な過失があるCTY当社の責に帰する場合を除き、契約者に対して賠償責任を負わないものとします。
- 2 CTYは、物件の保守点検、修理等に当たって、物件が接続される契約者の通信機器その他契約者の設備、物品等に損害を与えた場合、CTY当社の責に帰するCTYに故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。
- 3 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、又は異常電圧などの外部的要因その他不可抗力による物件の故障、破損又は滅失等に関しては、CTYはその責を負わないものとします。
- 4 契約者による物件の使用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても、CTYは何人に対しても責任を負わず、契約者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

#### 第19条 【権利義務の譲渡等】

契約者は、利用契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは貸与し、又は担保に供してはならないものとします。

#### 第20条 【契約者の通信機器等】

契約者がひかりTVサービスを利用するために必要な通信料金等は、本サービスの料金には含まれず、契約者が別途これを負担するものとします。

#### 第21条 【契約事務手数料】

- 1 契約者は、利用契約の成立にあたり、CTYが別途定めるところにより、契約事務手数料の支払いを要します。
- 2 CTYは、前項の料金請求にあたっては、CTYが別途定めるところにより、課金・請求することとします。

## 第 22 条 【月額利用料金】

- 1 本サービスの月額利用料金の課金方式及び金額は、CTYが別途定めるところにより、月額利用料金の支払いを要します。
- 2 CTYは、前項の料金請求にあたっては、CTYが別途定めるところにより、課金・請求することとします。
- 3 本契約が解約されない限り、本サービスの利用が継続されているものとみなし、利用の有無にかかわらず本サービスの月額利用料金が発生するものとします。
- 4 契約者が支払う本サービスの月額利用料金は、本サービスを提供した日を含む月の翌月 1 日から発生し、以降、月単位での金額が発生するものとします。

## 第 23 条 【料金の支払い義務】

- 1 契約者は、第 21 条及び第 22 条の規定に基づいて別紙に定める料金の支払いを要します。
- 2 CTYは、支払方法その他についてCTYインターネット接続サービス契約約款を準用するものとします。

## 第 24 条 【消費税等】

CTYは、本サービスの料金に係る消費税等を計算し、契約者は消費税等の支払いを要します。

## 第 25 条 【本規約の内容の変更】

- 1 CTYは、本規約の変更についてCTYインターネット接続サービス契約約款を準用するものとします。この場合の提供条件は、変更後の内容によります。
- 2 CTYは、本規約を変更するときは、CTYのホームページによるほかCTYが別に定める方法により通知します。

## 第 26 条 【本サービスの終了】

- 1 CTYは、本サービスを終了することがあります。
- 2 本サービスを終了するときは、CTYは終了する 1 ヶ月前までにその旨を別途定める方法で通知あるいは告知します。
- 3 本サービスの終了により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、CTYは一切の責任を負いません。

## 第 27 条 【業務委託】

CTYは、本サービスの業務の全部又は一部をCTYの責任において第三者に委託することができます。

## 第 28 条 【個人情報の取扱い】

CTYは、本サービスの提供にあたり、CTYが取得する個人情報の取扱いについては、CTYが別に定めるところによります。

## 第 29 条 【準拠法】

利用契約に関する準拠法は、日本法とします。

## 第 30 条 【合意管轄】

契約者とCTYとの間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、訴額に応じて、津地方裁判所四日市支部又は四日市簡易裁判所支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 付則

平成 30 年 1 月 15 日より施行します。

改定日 令和 2 年 4 月 1 日

別紙

(1)料金表

項目	種別	料金(税抜)
契約事務手数料	4Kアップグレード	4,500 円
月額利用料金	トリプルチューナー受信装置	500 円

(2)故障、毀損、滅失、紛失、盗難時、物件未返却時の代金請求

項目	種別	代金額
滅失、紛失、 盗難、物件未返却時	全機種共通	下記<表1>に記載の代金をお支払 いただきます。
故障時	全機種共通	修理代金相当額の実費とします。但しC TYもしくはメーカーにより修理不能と判 断した場合は、「物件未返却」として扱 います。

<表1>

物件名	チューナー式(付属品含)	リモコン	ACアダプター式
ST-3400	29,800 円(不課税)	2,000 円(不課税)	900 円(不課税)

(3)手数料

(2)に定める1件の手続きに関して、下記の手数料が発生するものとします。

項目	料金(税抜)
手数料の額	2,000 円